

軽度者への福祉用具の例外給付 フローチャート

サービス担当者会議で利用者の状態を確認



福祉あんしん課 長寿介護係に下記の書類を提出

申請書（第 1 号様式）	
+	
要支援1, 2	要介護1, 2, 3
介護予防サービス支援計画書及び 介護予防支援経過記録	居宅サービス計画書標準様式 第 1 表、第 2 表、第 4 表及び第 5 表
+	
介護認定調査の結果が 別表 1 に該当する者	医師の意見等に基づき 福祉用具が必要と判断されるもの
介護認定基本調査票 (直近のもの:長寿介護係で準備)	主治医意見書（第 2 号様式）



書類審査後、確認通知（第 3 号様式）送付



福祉用具の例外給付開始